

第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

町政運営の総合的指針となる第六次吉見町総合振興計画 前期基本計画（以下、「前期基本計画」という。）が令和7年度に目標年次を迎えることから、令和8年度から12年度を計画期間とした第六次吉見町総合振興計画 後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）を策定する。

後期基本計画の策定にあたり、社会状況や本町の抱える課題、前期基本計画及び総合戦略の検証結果を踏まえるとともに、町民意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者には策定支援業務を委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

「第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。ただし、事業者の企画提案内容に応じて、委託料の範囲内で仕様を変更することがある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額上限

10,813,000 円（税込）

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく、指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 他の地方公共団体において、過去5年以内に本業務と同等以上（総合振興計画策定業務委託（前期・後期計画のみの場合を含む））の業務を受注し、完了した実績を有し、かつ業務内容の調整が必要な場合に、即対応ができる体制がとれる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 吉見町暴力団排除条例（平成24年6月11日条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を町との間で直接締結できる民間事業者であること。
- (7) 租税公課の滞納がないこと。
- (8) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

4 実施スケジュール（予定）

内容	日程
① 実施要領の公表	令和7年4月30日（水）
② 質問書提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時
③ 質問に対する回答の公表	令和7年5月15日（木）
④ 参加書等の提出期限	令和7年5月19日（月）午後5時
⑤ 一次書類審査・結果通知 （二次審査日程を併せて通知）	令和7年5月下旬
⑥ 二次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月上旬
⑦ 二次結果結果の公表・通知	令和7年6月中旬
⑧ 契約締結及び業務開始	令和7年6月下旬

※現時点での予定であり、都合により変更する場合があります。

5 選定方法及び結果の通知

(1) 【一次審査】企画提案書等の書面審査

本プロポーザルの参加者が5者以上となった場合、別紙の審査表に基づき、一次審査を行い総合点の高い者から順に上位5者を選定する。

※審査の結果は、書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

(2) 【二次審査】プレゼンテーション

選定委員会委員が別紙の審査表に基づき実施する。各委員の総合点の合計が最も高い者を委託予定業者とする。

※総合点と同じ者が2者以上いる場合には、各委員の採点で1位を獲得した数が多い者とし、なお同じ者が2者以上いる場合には、見積金額が最も低い者を委託予定業者とする。

(3) 【共通】

審査の結果は、書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、審査はプレゼンテーション審査とする。

6 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定した者について、企画提案書等及び関係書類に基づきプレゼンテーションにより審査を行う。

（1）実施日及び会場

令和7年6月上旬頃に吉見町役場庁舎において実施する。なお、プレゼンテーションの時間等詳細は別途通知する。

（2）参加者

プレゼンテーションの参加者は3名（パソコン操作員は除く）までとする。なお、本業務を主で担当する者は必ず参加するものとする。

（3）所要時間

各提案者30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

（4）実施方法

事前に提出する提案書の内容に基づいてプレゼンテーションを行うこと。なお、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使用する場合は、提案者がパソコン及び説明用データを用意すること。（プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。）

※追加の資料提出は認めない。

7 公募方法

令和7年4月30日（水）から令和7年5月19日（月）までの間、町ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

8 提出書類等

（1）提出書類

No.	内容	提出部数
1	参加書兼誓約書（様式第1号）	1部
2	会社概要（様式第2号）	4部
3	類似業務請負実績書（様式第3号）	4部
4	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書 （提出日前3か月以内に発行されたもの）	1部
5	国税及び地方税の滞納がないことの証明書又はその写し （提出期限から6か月以内のものに限る）	1部
6	提案書（※下記「提案書作成方法」を参照）	4部

7	見積書（任意様式） ※見積金額の内訳書についても添付すること	正本 1 部 副本 3 部
---	-----------------------------------	------------------

※副本については、写し可とする。

（５） 提案書作成方法

① 様式

提案書の様式は自由とする。表紙を含みA4版で20枚以内（両面印刷可）にまとめて製本すること。なお、製本の体裁は自由とする。

② 構成・内容

提案書は、別添仕様書の内容を踏まえながら、以下に記載された項目順で記載し、作成すること。

《 提案書記載項目 》		
項目 1	基本的事項	・会社の概要 など
項目 2	事業の提案	・別紙『第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定策定支援業務委託仕様書』の「4 委託内容」に示す項目に沿った提案とすること
項目 3	セキュリティ体制	・個人情報の適正な取り扱い等のセキュリティ体制 など
項目 4	サポート体制	・各種問合せへ対応 など
項目 5	類似業務受託実績	・他自治体の受託実績 など
項目 6	スケジュール	・業務開始に向けたスケジュールの提示
項目 7	その他（自由提案）	・その他PRポイント など

（３） 提出方法

持参または郵送とし、提出期限必着とする。

※提案書は電子メールも合わせて送付する（PDF、PowerPoint、等。）

（６） 提出先

① 持参または郵送先

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町総合政策課政策推進係

② 電子メール

y-0245@town.yoshimi.saitama.jp

（５） 提出期限

令和7年5月19日（月）午後5時 必着

（６） 提出書類等の取り扱い

- ① 提出された提案書等は返却しない。また、提案書等は契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

② 提出された提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。

③ 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。

(7) 質問書の提出

提案書提出にあたり、各提案者からの質問は以下のとおり受付し、回答する。

② 提出書類 質問書（様式第4号）

③ 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで

④ 提出場所 吉見町総合政策課政策推進係

⑤ 提出方法 電子メールで提出すること。メールのタイトルは、「第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定業務委託に関する質疑について」とする。
なお、送信後は到達の確認を必ず行うこと。

⑥ 送 付 先 y-0245@town.yoshimi.saitama.jp

⑦ 回 答 令和7年5月15日（木）までに質問された回答を町ホームページに掲載する。

7 結果の通知

選定の結果は、一次審査及び二次審査ともに、各提案者に文書で通知する。

8 契約について

(1) 受託候補者と契約内容に関する協議が整い次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約の手続きを行うものとする。

その際、受託候補者は、あらためて見積書を提出するものとする。

(2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。

(3) 選定後、契約の参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

(4) 本実施要領に違反した場合。

(5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

10 問い合わせ先

吉見町総合政策課政策推進係

電 話：0493-54-5026（直通）

メール：y-0245@town.yoshimi.saitama.jp